

ツーリズムEXPOジャパン2024出展事業業務委託 に係る企画提案実施要領

1 目的

北陸新幹線県内全線開業を契機とした首都圏への更なる情報発信を図るとともに、令和6年能登半島地震による風評被害を払しょくするために、東京で開催するツーリズムEXPOジャパン2024に出展し、本県への誘客促進を図る。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称：ツーリズムEXPOジャパン2024出展事業業務
- (2) 業務内容：別添「ツーリズムEXPOジャパン2024出展事業業務委託に係る仕様書案」のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで
- (4) 委託予定金額：7,900千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 スケジュール（予定）

項目	日程
公募開始	令和6年4月19日（金）
企画提案参加の申し込み受付期限及び提出資料等に関する質問受付期限	4月26日（金）15時まで
質問に対する回答	4月30日（火）頃
企画提案書提出期限	5月22日（水）12時まで
審査結果の通知	5月下旬
委託契約の締結	5月下旬

4 参加資格

企画提案に参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本企画提案実施に係る告示開始日において、石川県競争入札参加資格の停止期間中ではないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 本企画提案実施に係る告示開始日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。
- (6) 当観光連盟の会員である者。

5 企画提案書の提出方法等

仕様書案を踏まえ、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書の内容

①企画内容

- ・ブースのコンセプト
- ・ブースレイアウト・装飾（商談日、一般日）
- ・その他企画・運営に必要な項目

②全体スケジュール

③業務の実施体制等

- ・実施体制（人員体制、連携体制等）
- ・総括責任者、業務担当者の資格・経験・能力等
- ・類似事業受託実績

④見積書

(2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書はA4横、左上1点ホチキス留めにて作成
- ・企画提案書を保護する透明カバーは不要
- ・見積書は企画提案書内に綴じ込むこと
- ・提出する企画提案書は、会社名の記載が無いものを4部、記載の有るものを1部（表紙に会社名、部署名、担当者名を表記）提出

(3) 参加の意思確認

別紙様式1を参考に令和6年4月26日（金）15時までに電子メールで行うこと

(4) 質問の受付及び回答

- ①提出資料等に関する質問がある場合は、令和6年4月26日（金）15時までに、電子メール（文書）により提出し、件名は「業務委託企画提案質問」とすること
※電話等での質問は原則受け付けない。
- ②質問に関する回答については、上記（3）で、参加の意思を明らかにした事業者全員に対し、一括して電子メール（PDFファイル）で行う

(5) 企画提案書の提出期限

令和6年5月22日（水）12時（必着）

※期限までに提出ない場合は不参加とみなす。

(6) 提出方法

以下のあて先に送付または持参すること。

※電子メールやFAXでの提出は受け付けない。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

公益社団法人石川県観光連盟 プロモーション事業部

(7) 留意事項

- ①一提案者が複数の企画提案をすることは認めない。
- ②資料提出後の追加・訂正は認めない。
- ③提出された書類は、返却しないものとする。
- ④提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

6 企画提案書の審査について

(1) 実施方法

各事業者から提出された企画提案書を、審査委員が審査・採点を行い、最も高い評価を得られた企画提案書を提出した事業者を選定する。なお、書類審査とし提案者からのプレゼンテーション等は実施しない。

<審査基準>

- ① 誘客力：単なる宣伝にとどまらず、実際の誘客に繋がる提案となっているか
- ② 集客力：会場内での集客が見込める提案となっているか
- ③ 独創性：意欲的でオリジナルティーのある提案となっているか
- ④ 妥当性：費用対効果に優れ、確実かつ円滑な業務遂行が見込まれるか

(2) 審査内容について公表しない。

(3) 審査結果については、別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

7 企画提案にかかる失格要件について

次の事項に該当したものは、企画提案参加の資格を失う。

- (1) 本実施要領に定める条件や規定に従わないとき
- (2) あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- (3) その他公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、または行おうとした場合

8 委託契約の締結

- (1) 上記6により選定された事業者と協議を行い、協議が整った場合は、当該事業者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、(公社)石川県観光連盟と契約を締結する。なお、当該事業者との協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。
- (2) 契約締結の協議においては企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更または削除を求めることがある。

<連絡先> 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

(公社)石川県観光連盟 プロモーション事業部

電話：076-201-8110 FAX：076-201-8280

電子メール：i-kankorenmei@pref.ishikawa.lg.jp